

岩手県告示第 28 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 1 月 12 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 釜石港線

(2) 供用開始の区間 釜石市大渡町一丁目 1 番 1 地先から鈴子町 42 番 4 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 12 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 釜石地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 12 日から同年 2 月 12 日まで

2(1) 路線名 大川松草線

(2) 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町釜津田字沢口 15 番 1 地先から 47 番 8 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 12 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 19 年 1 月 12 日から同年 2 月 12 日まで

3(1) 路線名 道前浄法寺線

(2) 供用開始の区間 二戸市浄法寺町字馬洗場 100 番 1 地先から 101 番 2 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 12 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 12 日から同年 2 月 12 日まで